

「これくらいなら大丈夫・・・」「遊びのつもりで・・・」

絶対ダメ!!

心にブレーキをかけよう



万引き防止の合言葉を覚えておこう

万引きをしない させない みのがさない

『万引きをしよう』と誘われた。どうしたらいい? 周りに相談できる人がいないときや相談しづらいときは、下の「相談先一覧」を見てね。



相談先一覧

- ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)

☎03-3580-4970 24時間

未成年の皆さんの相談、ご家族や学校等の関係者の方々からも受け付けています。
- 東京都児童相談センターよいこに電話相談

☎03-3366-4152 9:00~21:00 (土・日・祝日は17:00まで)

18歳未満の子供に関する様々な相談を受けています。子供でも大人でも、誰でも相談できます。
- 東京都教育相談センター電話相談

☎0120-53-8288 24時間 365日受付

幼児から高校生相当年齢までの子供に関する電話相談を行います。

一人で悩まず、相談してね。名前を言わなくてもいいよ。



リーフレットに関するお問合せは、東京都 ☎03-5388-2747



問合せ受付

クリック



万引きは絶対ダメ



安全安心を推進するマスコットキャラクター mimamori inu

都HPから、リーフレットを画面上で見ることができます。

万引き防止啓発リーフレット ホームページ

クリック

万引き防止啓発リーフレット



氏名

まんび せつとうざい はんざい 万引きは「窃盗罪」という犯罪です

まんび だいきん しはら しょうひん も だ はんざいこうい けいほうだい じょう せつとうざい
万引きは、代金を支払わずに商品を持ち出す**犯罪行為**です。刑法第235条の**窃盗罪**にあたり、

ねん い か こうざんけい まんえん い か ばっせん か じゅうだい はんざい
10年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられる重大な犯罪です。

また、学校に連絡が行き、家族も呼び出され、盗んだ分の代金は弁償することになります。

まんび 万引きをしたときにどうなるか？

書店でコミック3冊(1,170円)を万引きして警察に捕まった人に対し、
書店が**損害賠償**を求めました。次のうち、請求できるものはどれでしょう。



(□に✓を記入)

- ① 万引きした人が、過去にそのお店で盗んだすべての代金
- ② お店がその人を捕まえるために監視する人を雇った費用
- ③ お店が防犯ミラーを設置するための費用
- ④ お店が警察官に説明をしている間に、営業できなかった分の利益

そんがいばいしょう
損害賠償
人に傷つけられたり、迷
惑をかけられたりした時
に、相手に対して裁判で
お金を請求できるんだよ。



(答えは最後のページにあります。)

かんが 考えてみよう ①

1冊400円のコミックが万引きされました。書店は310円で仕入れたとすると、同じコミックを
何冊売れば損失を取り戻すことができるでしょうか？(答えは最後のページにあります。)

答え ()冊以上

かんが 考えてみよう①



私は父親の代から書店を経営していました。
しかし、万引き被害が後を絶たず、経営が
成り立たなくなったので閉店することにな
りました。本当に悔しいです……。

なんど まんび をされて、生活ができなくな
り、閉店しなければならなくなった人もい
るんだ。万引きはお店の方々の人生をおび
やかすものなんだよ。



デジタル教材
ホームページ
クリック

ちゅうがっこうよう ぎょうざい
中学校用 デジタル教材

と 都のホームページには、他にもデジタル教材が載っているよ。
にじげん よ と した もじ をクリックして学ぼう！



かんが 考えてみよう ② まんび さそ 万引きに誘われたら…

ある日の塾からの帰り道、Aは、いつものようにBとCと一緒に歩いていた。

Bは「人気のカードが今日発売される日なんだけど、簡単に万引きできる

コンビニがあるんだ。これから一緒に行かないか。」と言った。

Cは、「おれが見張りをするから、Aはついでにお菓子をとってきてよ。」

とAに言った。

Aは、突然だったのでびっくりして立ち止まった。

そのとき、Bから、「Aは、度胸がないからできないのか?!」と言われた。



Aは、この後どうしたらよいと思いますか？自分の考えをグループ内で話しあ
いましょう。

①断りにくい理由として、どのようなことがありますか。□に✓チェックを入れてみましょう。

- 仲間はずれにされたくない
- 臆病者だと思われたくない
- 友達の口調が強くて怖かった
- その他()

やってみよう

②どのような断り方をすればよいか、セリフを考えてみましょう。

C「ついでにとってきてよ」 B「度胸がないからできないのか?!」

A「
_____」

まんび はんざい こうい 万引きだけでなく、このようなことも犯罪にあたる行為です

- ①万引きされたものだと知っていて、もらったり、買ったりする。【盗品等無(有)償譲受け罪】
- ②友達の傘を勝手に持っていき、ずっと使っている。【窃盗罪】
- ③自動販売機や道で拾ったお金で買い物をする。【遺失物等横領罪】

※インターネットやSNS等で中学生も対象に募集するアルバイトは、「闇バイト」で
犯罪の可能性が高いです。やりとりする前に、必ず大人に相談しましょう。

